第 22 期 大分海区漁業調整委員会

第12回委員会

議 事 録

開催日時 令和4年8月26日(金) 午後3時

開催場所 大分市府内町3丁目5番7号 大分県水産会館5階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第12回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月26日(金) 午後15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野眞一(会長、議長)

阿部貴史

藤本昭夫

齋 藤 信 二

須川 直樹

渡邊英敏

疋 田 一 則

清家皆一

山 本 勇

小 野 裕 佳

濱田貴史

阿部義広

森崎真吾

山尾和久

本 庄 新

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 甲斐主任

水產振興課 大屋課長 渡邉総括、上田技師

臨席者
東部振興局
真田康広、北部振興局
三ヶ尻孝文、豊後

高田市役所 野崎優

4. 議事録署名委員 須川直樹委員、本庄 新委員

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期

間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長

それではただいまから、第22期第12回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中、 15名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の 規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたしま す。

それでは、はじめに高野農林水産部審議監からごあいさつを申し 上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日は、資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に、議案書があります。ご確認ください。紙の 資料が必要な方は挙手をお願いいたします。また、途中で必要となった場合も言っていただければ、配布いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野 会長に以後の議事進行をよろしくお願いします。

議 長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。 須川委員と本庄委員にお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」 を審議します。事務局から説明してください。 事務局長

議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご 説明します。

大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針に基づく漁獲努力量の削減措置等に関する公的担保措置として発出している委員会指示の有効期間が、本年9月30日で終了することに伴い、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和4年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

4ページは大分県漁業協同組合長から当委員会会長あての要望 書の写しです。

要望内容は、記以下に記載しており、1点目は採捕できる期間の制限、そして、2点目は採捕できるサイズの制限です。3点目は、試験研究等のための適用除外についてです。

それでは、委員会指示の内容についてご説明いたします。1点目は採捕期間の制限です。

5ページに委員会指示案、告示第12号を掲載しています。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」としていまして、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。

漢数字の一、禁止区域を記載していますが、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域というのが、共同漁業権の共第1号の区域でございます。7ページをご覧ください。共第1号の図面を載せております。

5ページに戻りまして、漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止することとなっています。また、ただし書きで10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止としています。

次に、2点目は、殻長3センチメートル以下のアサリの採捕を禁止するものです。6ページに委員会指示案、告示第13号を掲載しています。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりかく長3セ

ンチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」としていまして、 ただし書きについては、先ほどと同じです。

漁業調整規則第42条の殻長制限は2.5センチメートルでございますが、それよりも大きいサイズの3センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

漢数字の一の禁止区域は、先ほどと同じ共同漁業権の共第1号の 区域です。漢数字の二の禁止期間は、令和4年10月1日から令和 5年9月30日までとしています。

なお、これまでアサリを放流していた場所等を資源供給漁場として採捕禁止区域に設定していましたが、放流用のアサリを入手することが難しくなり、令和4年度はアサリの放流をしないことから大分県漁協からの委員会指示の発出要望はありませんでした。令和4年度につきましては、採捕禁止区域の設定は行わないこととしております。

8ページから10ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前 海アサリ資源復活に向けた方針」を掲載しています。

また、10ページの下の方には、大分県のアサリの漁獲量の推移 を参考に載せています。近年は極めて低い水準で推移しておりま す。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意 見、ご質問はありませんか。

渡邉委員 共4号内で母貝放流をしていましたが、今年は色々な理由でやらなくなりました。干潟の耕耘は実施します。母貝が放流できるようになりましたら、禁漁区を設定するので、またよろしくお願いします。

議 長 他にご意見はありませんか。ないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり

委員会指示を発出することといたします。

次に、第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並 びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説 明してください。

事務局長

議案書の11ページをご覧ください。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の 有効期間について」です。

いぼだい建網漁業他3件の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて 準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意 見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で 定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替 えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められて いるものです。

12ページが知事からの諮問文です。

次の13ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う4件について、表の形にしております。

はじめに、表の上段、別府湾海域におけるいぼだい建網漁業です。 固定式刺し網漁業の一種で、魚の通り道に張った帯状の網を海底に 固定して魚をとる漁業で、主な漁獲対象魚種は「いぼだい」です。 例年、別府湾において2ヶ月の短期間で許可しており、今年度も漁 業者からの要望を受けて許可をしようとするものです。昨年の漁期 は7漁業者に許可をしております。要望書は24ページに添付して おりますので、後ほどご確認ください。

引き続き13ページをご覧ください。次に、「小型機船底びき網 漁業手繰第3種貝けた網漁業」です。これは、「けた」と呼ばれる 鉄製の枠のついた網を海底に沈めてひいて魚介類をとる漁業で、主 な漁獲対象種は、「カレイ類やくるまえび等」です。

この漁業は、山口県、福岡県と海域を共有する周防灘において行 うものであるため、毎年周防灘3県連合海区漁業調整委員会におい て、操業上の取り決めを決定しております。今年度は委員会が8月 に開催され、当漁業の操業始期について承認されたことを受け、今 回公示を行うものです。

最後に、山口県漁業者及び宮崎県漁業者が本県海域にて行うふぐはえ縄漁業について合わせて説明します。ふぐはえ縄漁業は、一本の幹縄(みきなわ)に針のついた枝縄(えだなわ)を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「ふぐ」です。

当漁業は、本県では昭和62年に許可漁業となりました。当時、他県の漁業者で、大分県海域で操業していた者に対しては、引き続き入漁を許可することとした経緯があり、それ以降山口県とは毎年覚書を締結して入漁許可を出しており、宮崎県漁業者に対してもこれに準じた取扱いをしております。現在、山口県の6漁業者、宮崎県の12漁業者に許可をしております。今回、許可の有効期間が満了することに伴い、公示を行うものです。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。

続いて、14ページをご覧ください。「3 本件公示の制限措置 の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。

はじめに、いぼだい建網漁業です。

表の一番左の欄の「番号」ですが、短期許可漁業の場合は定めて おりません。その右の欄の「漁業種類」は、「いぼだい建網漁業」 で、その右の欄からが具体的な制限措置の内容です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、当該漁業は、県が許可をする船舶等の数を制限する漁業ではないため、「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」も同様に、制限を定めないため「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、次の15ページに図面を掲載しています。

14ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から12月31日」までの2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有

する者」です。

一番右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は 随時申請を受け付けることとするため、「周年」とします。

以上が、いぼだい建網漁業についての説明です。

続いて、16ページをご覧ください。小型機船底びき網漁業手繰 第3種貝けた網漁業です。

この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘3県の共通海域で行うものとで許可が異なります。上段の大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表の一番左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業(大分県専管海域)」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「77隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりですが、18ページに図面を掲載しています。

表の説明を続けます。16ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和4年10月8日から令和4年11月9日まで」の1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市(三光、本耶馬渓町、耶馬渓町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者」です。

一番右の欄の「申請期間」は、「令和4年9月7日から令和4年 9月21日まで」の約2週間とします。

以上が、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業についての説明です。

続いて、20ページをご覧ください。「県外漁業者の行うはえ縄 漁業」です。上段の山口県漁業者の入漁を例に説明します。

左から2番目の漁業種類は、ふぐはえ縄漁業(山口県漁業者)です。

漁業種類の右の欄からの「許可等をすべき漁業者の数」「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めないため「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権の漁場区域を除く海域となっています。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者」で、この覚書については次の21ページに掲載しておりますので、別途ご参照ください。

20ページにお戻りください。一番右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時受け付けることとするため「周年」とします。

以上で、今回公示する制限措置の内容について説明を終わります。

続いて、22ページをご覧ください。「4 本件公示の申請期間」 について説明します。

表の下の米印を先にご覧ください。大分県漁業調整規則の規定により、申請期間は1 ヶ月以上設けることが原則となっております。ただし、1 ヶ月以上設けることが、漁業の時機の喪失につながる場合は、それより短い申請期間を設けることも可能となっております。これを適用し、1 ヶ月未満の申請期間としたのが、「小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業」です。表の上から2段目と3段目にありますとおり、申請期間を「9月7日から9月21日まで」の1 ヶ月未満としております。

その他の漁業については、周年としております。

続いて、23ページをご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」についてです。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則 第15条第1項において規定されており、5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。今回は、2つの許可においてその有効期間を短縮したいと考えております。

一つ目は、①いぼだい建網漁業です。毎年、漁業調整上の問題が 無いかの確認が必要であることから、漁業時期である2ヶ月間に短 縮するものです。

次に、②山口県及び宮崎県の漁業者の行うふぐはえ縄漁業です。 こちらも、入漁に係る漁業調整上の問題がないか確認が必要である ことから、1年間の許可としています。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間に

ついて、以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意 見、ご質問はありませんか。

議 長 ご意見がないようですので、第2号議案については、原案のとお り異議のない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することといたします。

これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項①ですが、令和4年度全国海区漁業調整 委員会連合会九州ブロック会議への要望事項等について」事務局 から報告して下さい。

事務局長

議案書の25ページをご覧ください。令和4年10月27日(木)から28日(金)にかけて長崎県で開催予定の令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において要望を行うものです。事務局で検討した結果、要望を2つあげたいと考えております。いずれも継続の要望です。

一つ目の要望事項は、「新たな漁業関係法令の改正について」です。

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう次の事項を要望します。

国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

二つ目の要望事項は、「改正漁業法における新たな資源管理措置等について」です。

改正漁業法における新たな資源管理は、水産資源の持続的な利用を確保するため資源管理目標の設定方法を最大持続生産量(MSY)をベースとする方式に変更し、これに基づきTACを設定しており、TAC対象魚種は今後拡大される予定です。漁獲制限などの

資源管理措置等を行うにあたっては、漁業者の理解とともに丁寧な 対応が求められることから次の事項を要望します。

資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問はありませんか。

昨年と同じ内容ということで漁業法が改正されたため、その内容 について適切で丁寧な説明を行い、漁業者の理解が深まるようにと いう要望です。

議 長 次に、報告事項②「令和4年度連合海区漁業調整委員会の開催 状況及び今後の予定について」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の26ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会 の今年度の開催実績と開催予定についてご報告します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、いずれも各県の会場からウェブ会 議での開催としております。大分の会場は大分県庁です。

周防灘三県連合海区は8月9日に開催されまして、当海区からは5名の委員の皆様にご出席いただきました。委員会では、三県漁業協定書の更新などの議案が問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月9日に開催される予定です。当海区からは4名の委員の皆様に出席していただく予定となっており、例年どおり委員会指示の発出等の議案について審議していただくことになっております。

最後に豊予連合海区が9月15日に開催される予定です。当海区からは6名の委員の皆様に出席していただく予定となっており、例年どおりまき網入漁に関する協定の更新等の議案について審議していただくこととなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問はありませんか。 愛媛の方にはいかれましたか。 須川委員 行ってないです。愛媛の佐々木さんに了解をとりまして、コロナ で失礼しますということを伝えています。

議 長 わかりました。他になにかございませんか。 特になければ、本日予定していた議案、報告すべて終了しました が事務局から何かありますか。

事務局長 前回、令和4年7月11日に開催した第11回委員会のその他①で報告した「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」の報告の内容について補足があります。

資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。この資料は前回お 配りした資料1の区画漁業権の部分を訂正したものになります。

訂正箇所をご説明いたします。25ページ、26ページをご覧ください。網がけした5件の部分です。その後の現状の確認において、いずれも、令和3年の操業実態はありましたが、今年度の操業実態がない区画漁業権でした。そのため、「適切かつ有効」の判断が○から×に修正され、これに伴い、前回答申した「漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用に向けた指導について」に基づき、同様の指導が行なわれたところです。

説明は以上になります。

特にないようですので、前回の報告の訂正を確認いたします。 これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長ご審議誠にお疲れさまでした。

次回委員会は10月5日に予定しています。詳細は後日連絡させて いただきますのでよろしくお願いいたします。 以上、第22期大分海区漁業調整委員会第12回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年8月26日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員